

芦屋市文化財保護条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義)                      第2条 この条例において文化財とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項に規定する文化財をいう。</p>	<p>(定義)                      第2条 この条例において文化財とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項第1号から第4号までに規定する文化財をいう。</p>